

一般競争入札の実施に係る揭示

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 29 年 4 月 7 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 西 村 志 郎

1 調達内容

- (1) 件名及び数量
西日本支社 構内電話交換設備保守点検業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成 29 年 7 月 1 日から平成 32 年 6 月 30 日まで
- (4) 履行場所
独立行政法人都市再生機構西日本支社(大阪市城東区森之宮一丁目 6 番 85 号)
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(※3 年間総額)(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者もしくはこれに準ずる者でないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(一般競争参加資格の再認定を受けた者は除く)でないこと。
- (4) 平成 29・30 年度独立行政法人都市再生機構西日本支社物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。

- (5) 当機構西日本支社から指名停止の通知を受けている期間中でないこと。
- (6) 入札書受領期限の日から起算して10年前の日以降において、本業務と同等以上の富士通(株)製電話交換機(規模は696回線)における構内電話交換設備に係る保守実績があることを「業務実績報告書」により証明し、当機構が認めた者であること。
- (7) 当該業務を適切に履行する執行体制が整備されていること(当機構西日本支社の業務時間内の故障受付時に30分以内に到着可能であること)を「業務執行体制等報告書」により証明し、当機構が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部経理課
電話 06-6969-9251
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法
 - ①交付期間 平成29年4月7日(金)から平成29年5月29日(月)まで
 - ②交付方法 西日本支社ホームページ上からのダウンロードとする。

4 競争参加資格確認申請書等の提出日時等

入札に参加を希望する者は、次に従い資料を提出しなければならない。

なお、提出に当たっては、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送は受け付けない。

- (1) 提出期間:平成29年4月7日(金)から平成29年5月11日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から午後4時まで)
- (2) 提出場所:独立行政法人都市再生機構西日本支社3F 総務部経理課
〔受付で来訪目的を申し出ていただき、来客証を受領のうえ入室してください。〕

5 競争参加資格の確認及び通知等

競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、平成29年5月18日までに通知書を送付する。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札書等の受領期限
平成29年5月29日(月)17時00分(ただし、郵送の場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。)
- (2) 開札の日時及び場所

平成 29 年 5 月 30 日（火）14 時 00 分

独立行政法人都市再生機構西日本支社入札室（2 階）

7 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに必要な証明書等を入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した証明書等は当機構において審査するものとし、採用し得ると判断した証明書等を添付した入札書のみを、落札対象とする。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる業務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 独立行政法人都市再生機構会計規程第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) 本件業務において、入札参加する者が関係法人 1 者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。
- (9) 詳細は入札説明書による。
- (10) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人が一定の関係性を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

1. 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

2. 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

3. 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4. 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

(11) 当該資料に関する問い合わせ先等

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部経理課

電話 06-6969-9251

(交付期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後4時の間)

以 上